

令和5年第4回大衡村議会定例会会議録 第3号

令和5年12月7日（木曜日） 午前10時開会

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	代 表 監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	早坂紀美江	企 画 財 政 課 長	残間 文広
住 民 生 活 課 長	佐野 克彦	税 務 課 長	堀籠 淳
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長	渡邊 愛
都 市 建 設 課 長	後藤 広之	学 校 教 育 課 長	森田祐美子
社 会 教 育 課 長	大沼 善昭	指 導 主 事	福田 美穂
会 計 管 理 者	亀谷 明美	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 次長 小原 昭子 書記 残間 頼

議事日程（第3号）

令和5年12月7日（木曜日）午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第60号 大衡村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

- 第 3 議案第 6 1 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 6 2 号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 6 3 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 6 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 6 5 号 大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 6 6 号 大衡村テレビ放送共同受信施設設置工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 6 7 号 道路占用料条例等の一部を改正する条例について
- 第 1 0 議案第 6 8 号 令和 5 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 1 1 議案第 6 9 号 令和 5 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 1 2 議案第 7 0 号 令和 5 年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
- 第 1 3 議案第 7 1 号 令和 5 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 1 4 議案第 7 2 号 令和 5 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について
- 第 1 5 議案第 7 3 号 令和 5 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 1 6 議案第 7 4 号 令和 5 年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第 1 7 議案第 7 5 号 令和 5 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 1 8 議案第 7 6 号 令和 5 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 1 9 議案第 7 7 号 令和 5 年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
- 第 2 0 議案第 7 8 号 令和 5 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 2 1 議案第 7 9 号 令和 5 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について
- 第 2 2 議案第 8 0 号 令和 5 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 2 3 委員会の閉会中の継続調査の件について

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

午前10時00分 開 会

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、ただいまから令和5年第4回大衡村議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番鈴木和信君、4番小川克也君を指名いたします。

日程第2 議案第60号 大衡村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
について

議長（高橋浩之君） 日程第2、議案第60号、大衡村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） おはようございます。

それでは議案第60号大衡村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書については2ページ、新旧対照表については1ページをご覧いただきたいと思います。説明は新旧対照表で行います。

第16条第3項でございます。

印鑑登録者についての部分でございますけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、電子署名等に係る地方公共団体システム機

構の認証業務に関する法律に改めるものでございます。

あとは個人番号用利用者証明用電子証明書に、新たに移動端末設備用利用者証明用電子証明書を追加するものでございます。

主な改正でございますけれども、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、利用者証明用電子証明書がスマートフォンに記録することが可能になり、コンビニ交付による印鑑登録証明書の交付申請についてスマートフォンに記録した利用者証明用電子証明書の利用を追加するものでございます。

議案書2ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第61号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第3、議案第61号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） それでは議案書のほうは4ページ、新旧対照表については2ページをお開き願いたいと存じます。

説明については、新旧対照表で行います。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個

人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございます。

まず、第2条定義でございますけれども、第2条中第4号を8号として、第3号を第7号として、同号の前に次の2号を加えると。第5号、第6号ということで、特定個人情報ファイル、個人番号利用事務を加えるものでございます。

第2条中第2号を第4号といたしまして、第1号を第3号とし、同条に第1号及び第2号として、次の2号を加えるものでございます。第1号個人情報、第2号個人情報ファイルでございます。

第2条に次の2号を加えるということで、9号、10号ということで、特定番号利用事務、利用特定個人情報でございます。

次に、第4条関係でございます。個人番号の利用範囲でございます。

第4条第1項中、法別第2法別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に改め、同4条3項中、法別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に改めるものでございます。

議案書のほうに戻っていただきまして、まず附則でございますけれども、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 本条例の改正については特段異議ございませんが、国でやっている制度ゆえに、こういう機会でないとなかなか確認できないものですから、1点だけ質問いたします。この特定個人番号の利用、本村においてはこれらの事務において今まで問題になるような事案があったのかないのかそれだけ確認いたします。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） 特定、この個人番号等々について、問題になるような案件はございませんでした。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第62号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第4、議案第62号、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） おはようございます。それでは議案第62号についてご説明申し上げます。

議案書につきましては7ページ、新旧対照表につきましては4ページをお願いいたします。説明は新旧対照表にてご説明申し上げます。

議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を条立てでの改正となっており、第1条改正では、12月支給の期末手当の支給率の改正で、100分の165から100分の175とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2条改正については、令和6年度からの期末手当の支給率改定で、100分の175から100分の170とするものでございます。

議案書に戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

附則といたしまして、第1項の施行期日等について、第1条改正は令和5年12月1日から適用とし、第2条改正は令和6年4月1日から施行するもので、第2項は期末手当の内払いの規定になります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第63号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第5、議案第63号、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） それでは議案書につきましては9ページ、新旧対照表につきましては6ページをお願いいたします。

説明は新旧対照表にてご説明申し上げます。

特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。こちらも条立てでの改正となっており、第1条改正では、12月支給の期末手当の支給率の改正で、100分の165から100分の175とするものでございます。

附則の改正については、第2項の寒冷地手当に関する規定と、第4項から7項の平成13年度と平成21年度特例に関する規定を削り、新たに、村長並びに副村長の給料、令和6年1月から3月までの3か月間、20%を減ずる規定を追加するものでございます。

9ページをお願いいたします。

第2条改正については、令和6年度からの期末手当の支給率を100分の175から100分の170とするものでございます。

議案書に戻っていただきまして、9ページをお願いいたします。

附則といたしまして、第1条の施行期日等については、第1条改正は令和5年12月1日から適用とし、第2条改正は令和6年4月1日から施行するもので、附則第2条は給与の内払いの規定になります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議長（高橋浩之君） 日程第6、議案第64号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） それでは議案第64号の説明の前に訂正をお願いいたします。

議案書11ページと12ページのタイトル、題名でございますが、職員の給与に関する条例を改正する一部を改正する条例となっているところを、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と訂正いただきますよう、よろしくをお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

それでは説明をさせていただきます。

説明は新旧対照表にてご説明申し上げますので、新旧対照表の10ページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部改正であります。人事院勧告による改正で条立ての改正となります。

第1条改正では、期末手当の支給率について、6月の支給率と12月の支給率を示し、12月支給率を100分の125とし、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当についても、12月支給率を100分の70とするものであります。

11ページをお願いします。

勤勉手当の支給率につきましても、期末手当同様、6月支給率と12月支給率を分けて、12月支給率を100分の105とし、定年前再任用短時間勤務職員の12月支給率についても、100分の50とするものでございます。

12ページから17ページは、別表第1の行政職給料表、18ページから26ページまでは、別表第2の医療職給料表（2）であります。全ての職務の級及び号俸について、ベースアップによる改定であります。

27ページをお願いいたします。

第2条改正については、令和6年度からの支給率の改定で、期末手当については、6月支給及び12月支給について、100分の122.5とし、定年前再任用短時間勤務職員につい

ては、100分の68.75とするものであります。

28ページをお願いいたします。

勤勉手当の支給率につきましても、6月、12月ともに支給率を100分の102.5とし、定年前再任用短時間勤務職員については、100分の48.75とするものであります。

議案書に戻っていただきまして、21ページをお願いいたします。

附則といたしまして、附則第1条の施行期日等については、公布の日から施行し、第2条改正につきましても、令和6年4月1日から施行するものであります。

附則第1条第2項は、第1条改正の改正後の給与条例として、令和5年4月1日から適用するものであります。附則第2条は給与の内払い、附則第3条は規則への委任規定となります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） まず本年の人事院勧告による、基づく本村の給与条例の改正と思いますが、本年の給与改定、要するに人事院勧告の骨子、まず伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 令和5年給与勧告の骨子でございますけれども、過去5年の平均と比べ約10倍のベースアップということになってございます。民間との格差を3,869円というものを解消するために、初任給を高卒では約8%、大卒では約6%を引き上げるものとなっております。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 給料関係は理解しましたが、期末手当、ボーナス等、今、なかったと思いますけれども、それでこの格差を解消するために、給料表が全体、全面的に改正されているわけですが、期末手当の関係と合わせてこの1級から定めてある級ごとの平均改定率といいますか、格差を解消するために、行政職で結構ですので、級ごとの改定率、1級2級3級4級とどういう、若年層を救うというような人事院の文書を見ますと、若手職員のほうを手厚くというような部分もありましたけれども、その辺どういう改定率になっておるのか、もし手元に資料あれば。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 各級ごとに改定率は異なります。級によって号俸によりましても改定率は違うところがございますが、まず1級につきましても、改定率、高いところで

8%となっております。低いところでは0.7%、こちらは行政職になります。2級につきましても、改定率、高いところで4.8%、低いところでは0.3%となっております。3級につきましても、高いところで2.8%、低いところでは0.3%、4級につきましても高いところで2.1%、低いところは0.3%、5級につきましても、高いところで1.6%、低いところでは0.3%、6級につきましても高いところで1.2%、低いところでは0.3%となっております。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 失礼いたしました。期末勤勉手当に関する引上げ率でございますけれども、民間の支給状況に見合うような引上げで年間4.4月分から4.5月分、0.1月分のアップとなっております。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） そういう人事院勧告による今回の給与条例の改正と理解しました。今、ちょっと人事院の令和5年給与改定の骨子、ホームページを開いてみたんですが、初任給をはじめ若年層に重点を置き、各級ごとの改定、全体的に見ると、課長おっしゃったとおり級ごとにはそういう幅がある改定のようなのですが、全体平均では1.1%、1級の場合は5.2%、2級ですと2.8、だんだん下がっていくような改定率、若年層を救う今回も給与改定がなされたかと理解いたしました。

最後に確認したいのは、医療職給料表も改定になっていますが、今現在適用の職員が何名ぐらいいるのかだけ確認したいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 現在、保健師4名でございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第65号 大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第7、議案第65号、大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） それでは議案書につきましては24ページ、新旧対照表につきましては29ページをお願いいたします。

説明は新旧対照表にてご説明申し上げます。

大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、職員の給料表に準ずるものであるため、附則の改正として給料表改定の効力発生時期の特例について、当面の間を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間とし、給料表の改定を行うものであります。

29ページから33ページまでの給料表の改定は、職務の級及び号俸について、全てベースアップされるものであります。

議案書に戻りまして、26ページをお願いいたします。

附則といたしまして、第1条施行期日等については公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものです。

第2条は給与の内払い、27ページをお願いします。第3条は規則への委任、第4条は給与改定の実施時期等の取扱いについてであります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。山本信悟君。

1番（山本信悟君） 申し訳ないです。任用職員ということで給料が示されております。その中で任用職員の人数というか、何名ほど任用職員になっているのかなということで、もし答弁願えればと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 大変申し訳ございません。現在手元に資料がございませんでして、会計年度任用職員、総務課にもおりますし住民生活課にもおります。学校関係での支援員、それから健康福祉課の保健師、それから看護師等の職員で会計年度任用職員が現在勤務されております。人数のほうは大変申し訳ございません。こちら資料を持ち合わせておりませんでしたので。

議長（高橋浩之君） 資料の請求とかは要らないですか。いいですか。山本信悟君。

1 番（山本信悟君） その辺も確定していただければなおいいのかなと思ってございます。一般職員以外にもいっぱい働いているという中でありますので、みんな同じ立場で見ただけであればと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 会計年度任用職員につきましても、職員名簿に掲載してございます。一覧表で掲載しておりますので、後ほど資料は提出させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 66 号 大衡村テレビ放送共同受信施設設置工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第 8、議案第 66 号、大衡村テレビ放送共同受信施設設置工事分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） おはようございます。それでは議案書につきましては 29 ページ、新旧対照表につきましては 34 ページになります。

大衡村テレビ放送共同受信施設設置工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について、新旧対照表でご説明申し上げます。

今般の条例改正につきましては、平成 13 年度に設置いたしましたテレビ共同受信施設、こちらの更新事業に伴うものでございます。

第 2 条の分担金の総額に関する規定でございます。文言の訂正で修正で、従来が工事といったものについて今般工事等などというものを加えたものでございます。このことにつきましては、前回は工事だけの規定でございましたが、今般、工事と設計費、こち

らも含むということでございますので、文言を改めるものでございます。

あと平成13年度の事業の際は、国の総務庁の補助金を活用したものでございましたが、今般、地方債、辺地債を活用した事業となりますので、その分担金の総額につきましては地方債の交付税算入率、今般、辺地債は交付税算入率が80%となっておりますので、こちらの交付税措置額を控除した額の範囲内で、村長が定めるというふうに改めるものでございます。

第5条の規定につきましては、分担金の納期についてでございます。前回は平成13年当時3期に分けて分担金を納めていただいておりますので、今般の事業につきましても、記載の第1期から第3期まで納期を定めるものでございます。

議案書に戻っていただきまして附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 受益者の方々が大分要求しているのは私も聞いておりましたけれども、やっと出来上がったのかなと思って、今、聞いておりました。工事の内容をもう少し詳しく聞きたいんです。

それからあと受益者数というのは何人ぐらいになっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 工事の内容につきましては大きなもので従来の同軸ケーブル、こちらを光ケーブルに更新するというものが主なものでございます。

受益者につきましては現在のところ96戸となっております。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 工事の総額どれぐらいかかったのか、それとそれからあと先ほど説明があったんですけども、地方債の交付税導入算入率ということで、辺地債を使って80%の補助があったそうなんですけれども、その額、そして分担金の総額、その辺をお聞きしたいと。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 総額につきましては、これから現在条件付一般競争入札の準備を進めておりますので、今後入札を経てということで確定するというところでございます

が、総額で7,000万円を超える事業費となっております。

辺地債につきましては充当率100%となっております、そのうちの80%が後年度交付税で算入されるということでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） これからだとは思いますが、ここに第6条から第7条略と書いてありますよね。略されたんだと思うんですが、第6条の中でこういう文言があるんですね。村長は災害その他特別の事情があると認める者に対しては、分担金を減免することができるというように書いてあるんですね。こういう、今現在、この地域では災害というもののこれに当てはまるものはまずないと思うんですが、特別の事情というのはどういうことを指しているのか、そしてそれに値する戸数がもし何件かあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

まず先ほどちょっと答弁漏れがありました。大変申し訳ございませんでした。

現在分担金の総額につきましては、各1世帯当たり2万円から2万1,000円程度と想定しております、現在地元の組合等と打合せを重ねているところでございます。

ただいまご質問ありました第6条の規定の特別の場合と言いますのは、大規模災害でありますとか、そういったことが起きた際に、あらかじめその納期は定めてはおりますけれども、その時点でのその状況によりまして減免を可能とするというような規定でございます。

議長（高橋浩之君） 次に、石川 敏君。

11番（石川 敏君） この対象につきましては大瓜地区のテレビの共同受信施設でありますけれども、工事につきましては、今年度令和5年度と6年度予定されておりますけれども、分担金については、条例では納期が令和6年に入ってからのような日付が入っています。ということは、令和6年度の予算で、分担金、歳入のほうを計上するような予定になるのかなと思うんですが、組合員約100戸、九十何戸ありますけれども、するとそういった方々の実際の分担金というのは、次年度に入ってから負担していただくというような考えなんですか。

具体的に分担金の金額も、今、お話ありましたけれども、当初の予算では分担金は計上されておられませんけれども、額ですね、金額。そして以前に地元組合の方々から村に

対して分担金の少しでも減額してほしいということで、要望があったわけです。それで具体的に今、課長の答弁で1戸当たり2万から2万1,000円程度というようなお話ですけども、約合計で200万円ぐらいということで理解してよろしいのか、もうちょっと詳しくその辺伺いたいと思います。

あと工事の関係ですね、工事の時期なんですけれども、今、説明ですと、入札がこれからというような予定のようなんですけれども、実際に工事に入る時期というのはいつ頃になるものか。令和6年度にもまたがる事業ですので、その辺の工事内容とスケジュールについて、どんなような予定でなるものか。地元の方々もその辺まだ全然分かってませんので、やっぱりきちんとした説明なり何なりをしていただかないと、分からないと思うんですが、そういった状況についてまず伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

まず分担金の額につきましては、今、石川副議長おっしゃるとおり、当初村で想定していた額よりも地元の方々からいろいろご要望もありました。それも加えまして、今般の同軸ケーブルから光ケーブルに更新するというに伴いまして、現在、電力柱とN T T柱をお借りしてケーブルを張っているというようなことですが、今般光ケーブルに変えるということで、電力柱とN T T柱の点架料といいますか、お借りしている料金が上がるということで、維持管理費も従来よりかかるだろうということも兼ね合い考慮いたしまして、先ほどお話ししたように1世帯当たり大体2万から2万1,000円、トータルで200万円程度というような額とさせていただいたものでございます。

あと工事の時期につきましては、先ほどお話ししたとおり、今、これから現在、条件付一般競争入札の準備といいますか、事務を進めておりますので、その入札が終わって業者が決定次第、地元の方々により詳しい説明も行う予定となっております。その時期的なものを申しますと、設計段階では、先ほどお話ししたように電力柱とN T T柱をお借りしているわけですので、それぞれの手続が必要となっております。相当、その更新と申しますか申請事務が数か月程度かかるだろうという見込みでありますので、そちらも考えますと、夏以降の工事になるのかなと考えております。先ほどお話ししたその申請事務が早く進めば、早めに工事のほうも着工できるというような見込みでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） そうしますと具体的にはやっぱり現地での何ていうんでしょうね。工事

着手というのは、令和6年度に入ってからという解釈でいいわけですね、そうしますと。

分担金といたしますか、そうですね、管理費、多分従来よりはかかってくるだろうと思うんですよね。今、組合の方々、NHKの徴収料のほかに施設の維持管理経費として、毎年3,000円の管理費をいただいておりますけれども、多分それで間に合うかどうかということも多分出てくると思うんですよね。新しい施設になってくれば、いろいろなケーブルの料金的なものですかね、上がってくるということになれば、その部分も多分増額しなくちゃならないこともあるかもしれません。ですので、組合も毎年総会やっておりますけれども、その前にある程度そういう方向性分かるようにしていただければ、前もって皆さんの理解もしてもらいたいのかと思いますので、地元の方との協議なり説明をなるべく早い時期にさせていただいて、皆さんに理解していただくようにひとつ手配やっていたいただければと思います。いずれにしても設置してから25年ぐらいですかね、なってきますので、いろいろ個別に障害も出てくることもありますので、そういったことで維持管理、なかなか自分たちでできる部分も大変な部分もあるようですので、組合の皆さんですね。ぜひそういうことで、今回の工事更新に当たってはぜひ内容的にも理解を得るように早く金額の部分も含めて、ぜひ早めをお願いしたいと考えます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） そうですね。先ほどもお話ししたように、その事業者が決定次第といたしますか、それも含めまして地元の方々によりご理解をいただけるように説明を尽くしていきたいと思います。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第67号 道路占用料条例等の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第9、議案第67号、道路占用料条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） おはようございます。それでは議案第67号についてご説明申し上げます。

議案書は31ページ、新旧対照表は35ページをお願いいたします。

説明は新旧対照表で説明させていただきます。

今回の条例改正は、固定資産税評価額の評価替え等を踏まえまして、道路法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、関連する3つの条例の改正を行うものでございます。

まず、第1条による改正といたしまして、道路占用料条例の一部を改正するもので、別表のうち占用料の金額を改めるもので、主なものといたしまして、電柱、電話柱につきましては、1本当たり110円から260円の増額となり、それぞれ35%前後の増額になります。変圧等関係につきましても、それぞれ35%前後の増額になるものでございます。

36ページをお願いいたします。

3段目の広告塔につきましては、90円の減額、約9%の減額となっております。道路法第32条第1項第2号ガス管関係になりますけれども、こちらはそれぞれ35%前後の増額になるものでございます。

37ページをお願いいたします。

37ページ一番下のところ、看板関係につきましては、9円の減額となっております。

次に38ページをお願いいたします。

38ページの1番目、標識関係につきましては180円の増額となるものでございます。

次にページ飛びまして、45ページをお願いいたします。

第2条による改正といたしまして、大衡村公共物管理条例の一部を改正するもので、こちらも別表のうち使用料の金額を改めるもので、内容につきましては、道路占用料条例と同様の改正となっているものでございます。

次にページ飛びまして、53ページをお願いいたします。

第3条による改正といたしまして財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正するもので、別表のうち使用料の金額等を改めるものでございまして、こちらも道路占用料条例と同様の改正の内容となっているものでございます。

最後に、議案書44ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、第1条から第3条の別表の規定は、この条例の施行日以後に徴収すべき占用料及び使用料について適用し、施行日前日までに徴収すべき占用料等につきましては、なお従前の例によるものとするものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 固定資産の評価制度が何か絡んでいるというような冒頭の説明いただきましたけれども、説明のとおり電柱、電線等々は説明のとおり35%前後といたしますか、そういう増額改正がなされる中で、広告塔と看板関係についてはいずれの占用料、使用料等々もいずれも減額という今回の改正、その辺の理由について伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 固定資産評価額の評価替え等を踏まえての内容となっております。その個別の評価の改正の理由原因との部分につきましては、国の政令に基づいてちょっと準じて改正しているという関係もございまして、詳細の改定の個別の原因等につきましては、申し訳ございません、把握していない状況となっております。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 詳細、その辺把握してないということですのでですけども、全体的に30%、35%強の増額になっているにもかかわらず、広告塔使用料などを見ますと960円が870円ということで、約1割、9.3%ぐらいの減額改正になっている。何か全体的に増額という中でこの部分だけが、広告塔、あるいは看板に関する点だけ減額ということになっているので、ちょっと質問した次第です。そういう政令等での改定だということであれば、特段それ以上申し上げる部分はありません。

以上です。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 申し訳ございません。詳細の個別の要因等についてはちょっと把握していないところでございますが、占用料の額の算定の基礎となるものにつきましては、民間における地価水準、地価に対する賃料の水準等の変動を反映して算定されているということでございます。

なお、村の占用料の増額の関係になりますけれども、令和5年度の当初予算ベースと比較しますと、道路占用料で約125万6,000円の増額、公共物条例関係で約7万5,000円の増額、財産条例関係で約1万4,000円の増額となるものでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 案第68号 令和5年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第10、議案第68号、令和5年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは議案第68号別紙でご説明申し上げます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

令和5年度大衡村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算に係る規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,262万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億6,363万7,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為に係る補正で、第2表でご説明申し上げます。

第3条は地方債に係る規定で、第3表でご説明申し上げます。

5ページをご覧いただきたいと思います。

債務負担行為の補正でございます。

1件目の広報おおひら印刷業務から、一番最後大衡村生活ごみ収集運搬等業務までの17件でございます。

期間につきましては、広報おおひらから下から2番目の結核肺がん、レントゲン、CT検診業務までは令和6年度でございまして、最後の生活ごみ収集運搬業務につきましては、令和6年度から令和10年度までの5年間でございます。

限度額につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、6ページご覧いただきたいと思います。

地方債の補正です。

起債の変更でございまして、起債の目的が学校教育施設等整備事業債でございまして、給食センターの整備事業でございまして。補正前が1億2,800万円でございますが、限度額を1,620万円を減額し、1億1,180万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げますので、9ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入です。

1 款 1 項 1 目個人村民税でございまして、500万円の増。

2 項 1 目固定資産税2,800万円の増。

3 項 2 目軽自動車税の種別割100万円の増につきましては、収入見込みによるものでございます。

12 款 1 項 1 目地方交付税9,651万5,000円の増につきましては、普通交付税で、本算定による確定によるものと、国の臨時経済対策に係る再算定試算によるものでございます。

15 款 1 項 4 目教育使用料9,000円の減。

次のページお願いいたします。

16 款 2 項 1 目総務費国庫補助金4,746万4,000円の増額につきましては、説明記載のマイナンバー制度システム整備費補助金につきましてはシステム改修に係るもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、価格等重点給付金ということで、非課税世帯の7万給付事業と、食料品等価格高騰支援といたしまして、ひら麻呂商品券に係る分でございます。

2 目民生費国庫補助金14万8,000円の増、5 目消防費国庫補助金64万1,000円の減額につきましては、説明記載の消防団の雨具、かっぱを購入事業を国庫補助金を想定しておりましたけれども、不採択となったことによりまして、一般財源で購入したことによるものでございます。

6 目教育費国庫補助金3万1,000円の増、7 目特定防衛施設周辺整備調整交付金240万5,000円の減につきましては、説明記載の事業に係るもので確定分でございます。

17 款 2 項 1 目総務費県補助金1,000円の減、6 目振興総合補助金45万7,000円につきましては、説明記載の農業組合法人の機械購入に係るものでございます。

3 項 1 目総務費県委託金1,000円の減、11ページをご覧いただきたいと思っております。

18 款 1 項 1 目財産貸付収入100万8,000円の増、2 項 1 目不動産売払収入796万7,000円の

増額につきましては、国道4号拡幅関連に伴います土地売払いと、村外企業駐車場への取付け道路としての財産売払収入でございます。

19款1項1目一般寄附金9万9,000円の増につきましては、村内企業から10万円ご寄附をいただいたものでございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金5,000万円の減につきましては、基金への戻入れでございます。

6目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金398万8,000円の増につきましては、給食センター事業完了によるものでございます。

8目赤水処理施設維持管理基金繰入金321万9,000円の増につきましては、処理場の送水ポンプ更新事業に係るものでございます。

次の12ページをご覧くださいと思います。

22款4項1目雑入598万8,000円の増につきましては、説明記載の4件分でございます。あとは6節の農地中間管理機構集積協力金の返還金でございます。

23款1項7目教育債1,620万円の減につきましては、説明記載の事業完了によるものでございます。

続きまして、13ページをご覧くださいと思います。

歳出です。

1款1項1目議会費16万7,000円、2款1項1目一般管理費568万1,000円の増につきましては、主なものは17節備品購入費で、新規採用職員分のパソコン等の経費でございます。

3目財政管理費248万1,000円の増につきましては、次のページお願いいたします。主なものは10節需用費でプリンタートナー代やふるさと納税の返礼品等に係るものでございます。

11節役務費65万円につきましては、ふるさと納税に係る郵送料となっております。

4目会計管理費4万9,000円の増、5目財産管理費239万4,000円の増につきましては、主なものは、需用費で修繕料といたしまして、コピーのカウンター料や受水槽のポンプバルブ修繕、あとは庁舎のエアコン操作盤の修繕料でございます。

あと17節の備品購入費につきましては、新規採用職員分の机、椅子等の経費となっております。

6目企画費1,073万9,000円の増につきましては、1節報酬につきましては、デマンド

型交通職員4名分の人件費となっております。

次の15ページをご覧くださいと思います。

18節負担金補助及び交付金938万6,000円につきましては、今年の3月末で廃止いたしました駒場線に係ります補助金が確定したことによるものでございます。昨年の10月から今年の3月31日までの半年分となっております。

2項徴税费 1 税務総務費583万2,000円の減。

3項1目戸籍住民基本台帳費335万7,000円の増、次のページお願いいたします。16ページをご覧くださいと思います。主なものは12節委託料でマイナンバーカードに係るシステム改修費となっております。

5項1目統計調査総務費と2目の指定統計調査費につきましては財源入替えとなっております。

3款1項1目社会福祉総務費3,003万3,000円の増。つきましては説明記載の3件の事業に係るもので、次の17ページをご覧くださいと思います。主なものは11節の役務費で、こちらにつきましては価格高騰重点給付金事業に係りますシステム改修となっております。あと12節委託料でございます。

あと18節負担金補助及び交付金につきましては、説明記載の医療福祉施設等特別支援金につきましては事業完了によるものでございまして、価格高騰重点給付金事業につきましては、非課税世帯への7万円の給付事業となっております。

2目国民年金費2万円の増、3目老人福祉費65万2,000円の増につきましては主なものは7節報償費につきましては、事業完了によるものでございます。あとは27節の繰出金につきましては説明記載のとおりでございます。

4目障害者福祉費63万円の増につきましては、12節委託料はシステム改修費、あと19節扶助費につきましては、申請者増加による増額補正となっております。

2項1目児童福祉総務費336万2,000円の増につきましては、説明記載の2事業で、次のページお願いいたします。18ページをご覧くださいと思います。

19節扶助費につきましては、説明記載の2事業分に係る見込み分でございます。

5目児童保育費1万6,000円の増、あと6目児童福祉費740万円の増につきましては、19節扶助費で、説明記載の放課後デイサービスの見込み増によるものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費7万2,000円の増につきましては、主なものは19節扶助費で説明記載のとおりでございます。

2目母子保健費24万2,000円の増。次のページお願いいたします。主なものにつきましては22節の償還金利子及び割引料で、説明記載の前年度補助金の精算によるものでございます。

3目予防費21万7,000円の増。

4目環境衛生費2,000円の減。

次に、5款1項1目農業委員会費70万4,000円の増。

2目農業総務費470万3,000円の増。

次のページ、20ページご覧いただきたいと思います。

3目農業振興費149万円の増。主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金で、歳入でもご説明申し上げました説明記載のみやぎの水田農業改革支援事業、農事組合法人に対する補助金となっております。

あと22節、償還金利子及び割引料につきましては、国庫補助金につきましては、多面的機能支払交付金の前年度の精算によるものと、県補助金につきましては農地中間管理機構に係る経営転換協力金分でございます。

4目畜産振興費15万円の減、5目農地費30万3,000円の増につきましては、委託料で用排水路、ため池の法面復旧事業に係る経費でございます。

2項1目林業振興費2万6,000円の減。

6款1項1目商工総務費46万4,000円の減。

次の21ページお願いいたします。

説明記載の3事業に係るもので、万葉イベント費につきましては、事業完了によるものでございます。

2目商工振興費1,745万3,000円の増。主なものは、18節負担金補助及び交付金で、食料品等価格高騰支援事業に係る1人当たり3,000円のひら麻呂商品券交付事業を実施するものでございます。

7款1項1目土木総務費21万6,000円。

次の22ページお願いいたします。

主なものは10節需用費で、遊水池完成式典に係る経費でございます。

2項1目道路維持費1,902万4,000円の増につきましては、主なものは12節委託料の道路維持作業に係る経費と、除雪融雪に係る委託料でございます。

あとは13節使用料及び賃借料につきましては、除雪機械の借上料となっております。

14節工事請負費につきましては、地下道のLED化によるものでございます。

あと15節につきましては融雪剤購入費となっております。

2目道路新設改良費1,276万6,000円の増につきましては、説明記載の2事業に係る工事請負費と、21節の補償補填及び賠償金でございます。

4項3目下水道費359万2,000円の増、次の23ページをお願いいたします。

5項1目住宅管理費1万8,000円の増、2目定住促進住宅管理費350万円の増につきましては、10節需用費の修繕料といたしまして、水漏れ等の修繕に係る経費となっております。

8款1項2目非常備消防費につきましては、財源入替えでございます。

3目消防施設費303万8,000円の増につきましては、12節委託料で国道4号拡幅に伴う防火水槽の設計料、撤去設計費となっております。

9款2項1目学校管理費75万7,000円の増につきましては、主なものは10節需用費の修繕料で空調設備室外機及び蓄熱機の防食材の入替えに係る経費となっております。

2目教育振興費30万円の増、次のページをお願いいたします。

24ページご覧いただきたいと思っております。

3項1目学校管理費8万2,000円の増につきましては、17節の備品購入費は消火器代となっております。

4項1目社会教育総務費8万1,000円の減につきましては、説明記載の事業完了によるものです。

2目公民館費1万4,000円の増につきましては、説明記載の2目ふるさと祭り費と成人教育事業の事業完了によるものと、1節報酬につきましては図書室職員の4名分となっております。

次の25ページをご覧いただきたいと思っております。

5目万葉研修センター管理費62万1,000円につきましては、主なものは12節委託料につきましては支障木の伐採に係る委託料となっております。

5項1目保健体育費総務費88万7,000円の減につきましては、説明記載の保健体育総務費につきましては、スポーツ振興奨励金1件分、社会体育事業につきましては事業完了による減額となっております。

2目体育施設管理費84万4,000円の減につきましては、大森プールに係るものでございます。

3目学校給食センター管理費756万4,000円の減につきましては、説明記載の学校給食センター管理費につきましては、除雪機の借上げに係る経費でございます、あと学校給食センター整備費につきましては、事業完了による減額でございます。

次の26ページご覧いただきたいと思います。

10款1項2目大衡村排水処理施設維持管理費321万9,000円の増につきましては、歳入でご説明申し上げました送水ポンプの更新事業でございます。

11款1項1目元金48万円の増、2目利子90万8,000円の増、次の27ページをお願いいたします。13款1項1目予備費677万7,000円の増につきましては財源調整でございます。

なお、28ページにつきましては、給与費明細となっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） ここで休憩といたします。再開を11時25分といたします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案の質疑を行います。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 金額が大きい事業費関係しますので、上北沢の排水処理施設関係で、まず質問したいと思います。

歳入は事項別明細書の11ページ、繰入金説明いただきました。

赤水処理、これらの基金を取り崩すという321万9,000円、そして歳出は26ページの14節工事請負費、10款1項2目14節ですね。今回、基金を取り崩して追加措置が取られておるわけですがけれども、現在先送り検討中である5か年でやろうとした更新工事、整備、これらの当初予算におきまして1億6,915万8,000円、当初で議決されており、いろいろ諸般の事情で、現在事業発注を見合せていろいろ検討中なわけですがけれども、これらの追加で取り崩し、追加事業費計上でなく、予算議決の現予算の中で送水ポンプの整備が可能だったと思うんですけれども、まずその点伺います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） ご指摘の件については、常任委員会においても佐野議員からお話をいただきまして、その辺を検討してはいかがかというお話をいただいていたところ

でございます。そういったところで内部で財政等とも相談をしたところでもありますけれども、佐野議員おっしゃることも理解をできるわけでもありますけれども、あくまで更新については、今、お話のありましたとおり、現在方針を再度検討しているところという途中過程ということもございますので、今般の工事につきましてはあくまで維持的なもの、故障による工事ということで考え方として分けて、別途要求をさせていただいたという経緯でございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 答弁にありましたとおり、産業教育常任委員会でも同じような課長に質問というか、検討をすべきでないかというお話を申し上げたわけでしたけれども、いずれも同じ科目ですよね。歳入も歳出も。さらには基金の取崩し、繰入れ措置ということで、交付金とか補助金も関係していないわけですので、その辺は明確にしておきたいという気持ちは分かるんですけども、予算管理からすると皆さんはプロだと思います。それを考えた場合に、このように必要なのは追加、どんどん予算は膨らむ。最後は下ろせばというものではないのではないかと、予算の管理の在り方から、その辺専門である企財課長あたりの答弁いただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ご質問の関係でございますが、先ほど産業振興課長答弁したとおりでございます。佐野議員おっしゃることも分かりますけれども、事業事業でその予算のといいますか、要求の在り方でありまして、そういったこともありますので、その事業事業で判断をして予算を計上してございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） これらの処理施設の整備については、村長自ら九州に出張したり、担当課で秋田のほうに出かけて、いろいろ現在検討中と。これから初年度ということで1億6,900万円から予算措置されておるわけですが、これからその検討、やはり専門的見地でのコンサル業務等々も施設常任委員会の説明でも、これから必要になるのかなという考えも持ちましたけれども、そういう場合もじゃあ同じような、今回と同じような予算措置をするのか、最終的には多額の、今年度に着工できない場合は、初年度予算計上の1億6,000万円、さらにその科目における受残やら見たら1億6,000、7,000万円からの多額の減額措置、3月年度末までそういうことになるのかなというふうにするわけですが、やはり検討をすべきではなかったのかなということで、再度伺いたいと思

います。

議長（高橋浩之君） それでは企画財政課長でいいか。それでは産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 先ほども申し上げましたし、企画財政課長もお話しさせていただいたとおりでございますけれども、検討すべきではなかったかということでもありますので、重々そこは重く受け止めておりますが、あくまで今回についても検討した結果といたしまして、こうあげさせていただいているということでございます。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 次、山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 私のほうでは23ページの消防費の中での質問させていただきます。

消防費、計303万8,000円ということで支出を行っている。これについては説明の中では国道4号線の拡幅による防火水槽の撤去と聞きました。その場所と、あと撤去したことによって、防災に対する危機管理等配慮できるのか。近くに消火栓とかという流れのうちで、防火水槽を撤去したことによって、その付近の防災に関する対応ができるのかと思っ質問をさせてもらってございます。まず、場所とその対応をお願いしたいと思います。3点お願いします。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） ただいまのご質問ですけれども、防火水槽の撤去並びに複製設計業務の委託料でございますけれども、国道4号拡幅に伴いまして、大衡自動車のあった場所の近くに防火水槽がありまして、そちらが今回拡幅されるということで撤去することになりました。このことによりまして、さらに西側のほうに消火栓を2基設置するというので、ただいま行っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 場所は了解しました。今、撤去、まだ行ってはいないんですね。その間に消火栓を設置という部分があるかと思えます。早期にという部分になるかと思えますが、いつまで完了できるのかということ、ちょっと周りの住民も必要なのではないかなと思えますので、その辺も情報をおつなぎできればと思えます。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 現在こちらにつきましては、補助も行われるということでして、防火水槽を撤去しました防火水槽を改めて複製した場合の設計業務費、これを行いましてから実際に工事のほうに取りかかることとなります。それによりまして、補助対象と

なるということで、聞いております。

議長（高橋浩之君） 総務課長。時期のほうは。

総務課長（早坂紀美江君） 申し訳ございません。時期のほうはちょっと今、手元に資料がございませんでしたので、大変失礼いたしました。

議長（高橋浩之君） 分からないのか。誰も分からないのね。じゃあいいか。答弁。もう1回答弁。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 大変申し訳ございません。正式なちょっと日程等は把握はしておりませんが、こちらの委託業務完了年度内に完了しましてから、来年度工事のほうに入る予定となるものと思われまます。

議長（高橋浩之君） よろしいか。山本信悟君。

1番（山本信悟君） 来年度といっても日が長いという部分ありますので、この時期、本当の完了時期が知りたいなと思ってございました。でもなかなか難しい部分あると思うので、早期にまずは住民の方々に情報を入れてほしいなと思います。以上になります。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 大変申し訳ございませんでした。この件につきましては国との関係もございますので、時期については正確にただいま申し上げることがちょっとできませんで大変失礼いたしました。近隣住民の方々に対しましては不安を感じさせないように対応してまいりたいと思います。

議長（高橋浩之君） 次、小川克也君。

4番（小川克也君） 22ページの、除雪の委託料について、お聞きしたいと思います。除雪費用、その年によってどのぐらい雪が降るのか想定がつかないことでありますが、去年の12月の補正では確か2,300万円計上したかと思われまます。今回、770万円ということでもありますので、その辺の理由と、また併せて委託先の業者もお聞きしたいと思われまます。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回補正させていただく除雪費につきましては、補正後の予算といたしまして、前年度の実績ベースまで補正をさせていただいております。また委託先につきましては、村内あと近隣の村外の業者含めて10社に委託をする計画となっております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 去年の実績ベースということで理解はいたしました。また、10社の業者

にお願いして、その中にはボランティアもいるということではないですね。10社の方にお願いして、本村では朝から夜中から作業していただいて、他の自治体では大衡村は本当に除雪作業、小まめにやっていただいているなど、多くの方から評価をいただいております。その10社の除雪作業、基本的にはルートとしてはどのようなルートで行うのかお聞きしたいのと、また歩道の除雪、おおひら広報では、学校周辺に限り除雪するということですので、その辺詳細、学校周辺、どこまでの除雪なのかお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まずルートというご質問でございますが、ルートにつきましては10社を機械いろいろグレーダーでしたり、ダンプトラックだったりホイールローダーだったりちょっといろいろございまして、その機械に応じて地区を割り振りさせていただいて、ルートを決定しております。基本的には村道を除雪させていただいているという形でございます。

また、2点目の歩道の除雪につきましては、小学校と中学校の周辺ということで除雪をさせていただいております。まず小学校周辺につきましてはこの平林地区とあと衡下地区から県道の大衡駒場線の交差点のところまで行きます。そこからの村道の奥田工業団地西線を通って小学校までというルートが小学校周辺の除雪になっております。また、大瓜地区の部分、大瓜北側線の歩道、一部大瓜下地区から小学校、中学校に向けての歩道の部分も除雪を対応しておりますし、それと通学道路、村道の亀岡針沖線につきましては国道457号線から中学校付近まで歩道の除雪をしております。

また、小学校、中学校に共通しますけれども、村道榎田戸口線、沓掛榎田線の歩道の部分、それとあと中学校の部分になりますが、楓木北原線の歩道を除雪しているという状況となっております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 歩道に関しては、本当に村内切りがないんですが、児童、小学校であれば、五反田から歩いてくる児童も中にはおられます。また中学校で言えば、通学路のほうも歩いてくる生徒も中にもいますので、優先順位あるかと思いますが、作業終わり次第、その辺にも手をかけていただきたいと思います。

また、例えばなんですけど、これから冬休み、休日に入ります。体育施設を使う団体がおられるかと思われまして。前の日、大雪降るからといって、その団体、使う方は朝早く来て除雪作業して大変な思いをしている住民の方も、団体の方もおられますので、基本

の作業ルートあるかと思いますが、その辺、団体使う方がおられれば、その辺も考慮して対応もしていただきたいと思いますが、その辺に関しては対応いただけるのか、村として。お聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 歩道につきましては、村の小学校中学校周辺のところ、できる限り雪の降り方によっても作業が遅れてしまうということもあるんですが、できるだけ丁寧に、児童生徒の通学に支障のないように努めてまいりたいと思います。

それと2点目の体育施設数の関係でございますが、体育施設にかかわらず公共施設の除雪に共通する点になりますけれども、基本的には村道の除雪を優先させながら、それが終わり次第、公共施設、体育施設も含めて除雪をさせていただいているという状況になっております。冬休み等というお話ありましたけれども、冬休み、あるいは土曜日曜の部分にも関わる部分になりますけれども、基本的には施設を使用していないときにつきましては、除雪費を軽減させるために作業は行わない形にしておりますが、日曜日等でも使用する場合につきましては、それぞれの施設の管理者からの情報要請を受けて、日曜日等でも除雪のほうは対応させていただいている状況でございます。

ただ、順番といたしましては、どうしても村道を優先させながら、順番として村道から公共施設というような順番になりますので、その点についてはご理解をいただければと思います。

議長（高橋浩之君） 次、早坂美華さん。

2番（早坂美華君） ページ23ページの小学校費学校管理費の修繕料についてお伺いします。

先ほど3点3か所ご説明いただきましたが、箇所のもう一度説明と、それぞれ何か所やったかをお伺いいたします。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） 小学校管理費修繕料74万7,000円の内訳になりますけれども、空調設備保守点検によりまして指摘事項ございました。そちらの修繕料44万7,000円。それから、雨漏り等発生しておりますのでそちらの修繕と、そのほか小破修繕料といたしまして30万円、合わせまして74万7,000円の計上をさせていただいております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） それぞれの空調、指摘された箇所、何か所かと、雨漏りも何か所していたかお伺いいたします。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） 空調機につきましては2か所ございます。室外機クランクケースヒーターに亀裂が入っておりましたのでそちらの部品交換、それから蓄熱槽の循環水が腐食傾向で、蓄熱槽が劣化でさびが生じているということで、そこに防食剤を投入する作業、こちらが2点となります。

そのほか雨漏りの修繕のほうは、校舎1階の多目的教室2か所で雨漏りを確認しているところです。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 空調点検は、年何回とかという点検期間は決まっているのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） 点検は2回だったと記憶しております。

議長（高橋浩之君） 次、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） まず2点お伺いしますが、10ページの消防団の整備費の補助金64万1,000円が三角だということで、何かかっぱか何か買ったという説明を受けましたけれども、これ補助金がもらえなかった理由は何なのか、お伺いひとつしたいと思います。

あと11ページですね。大衡村の不動産売払収入796万7,000円とありますけれども、これはどこの何を売ってこの収入になっているのか、お伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） まず国庫金の不採択の部分につきましては、令和4年度に消防団の活動服を同じような補助金で対応していたところがございます。令和5年度につきましてはかっぱの購入で、同じ事業に対しまして手挙げをしたところではございましたが、令和4年度に採択されておりましたので、今回令和5年度につきましては不採択ということになってございます。

議長（高橋浩之君） 次に企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

財産売払収入につきましては2件ほどございまして、1件目が国道4号拡幅に伴う座府地内の村有地でございます。面積につきましては874.82平米で550万円ほど。あともう1件につきましては、蕨崎集会場周辺の企業が敷地内の駐車場へ取付け道路として活用したいということで、売払い、払下げをしたものでございます。こちらが87万5,000円ほどでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） まずかっぱの購入でございますけれども、これは2年連続では駄目だということではなくなりましたか。それとも駄目元で申請したわけですか。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 国の消防団救助能力向上資機材緊急整備事業という事業でございます。そちらが令和4度から活動服などにも適用されるということで、令和4年度早々に提案、手挙げをして補助を受けたものでございましたけれども、令和5年度につきましても同様に手挙げをしたところではございましたが、やはり上限額が示されておりまして、その上限額をはるかに超える申込みがあったということで、令和4年度採択されました大衡につきましては、令和5年度は不採択となったと聞いております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 上限額というお話ございましたけれども、まさにいろいろなところからたくさん出るということで、2年連続が難しかったということであれば、それは仕方ないことではございますけれども、これからはできる限り村の金を使わないで、こういう補助金を使えるのであれば、再度そういうものに挑戦をしていただきたいなと思います。

もう1つの村の土地の関係ですけれども、座府の874平米ほどというのは、これはどこの場所でございますか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

座府地内の前の大衡自動車周辺の土地でございます。

議長（高橋浩之君） 4回目になるけど。前にも言ったけれども、今回のみ本当に1回のみお願いします。

3 番（鈴木和信君） 大変申し訳ありません。痴呆症なもので大変失礼しました。

今、お話のありました座府のやつということで、そもそもがそこは国道4号拡幅に全部行くということでしょうから特に問題はないかと思いますが、蕨崎の企業のところにつきましても、何か売払いをしたということではございますけれども、多分もしかすると村道だった部分を売払いしたのではないかと思いますけれども、今後それは道路としての売却、売却というかしたんでしょうかね。それともそこは会社の私有地という、私道というか、そういう形で買収したんでしょうかね。あれ我々近くにいるものですから、それつながっているわけではございますけれども、今までもそれは道路を使っているわけではございますけれども、別に

共有して使うことについては問題はないんですけれども、チェーンとか何か張って今後はここに入っちゃ駄目だということになるのかどうかですね。その辺条件付の売払いをしたのかどうかお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ご質問の件につきましては、これは従来道路として使用していたものでございますが、今回の払下げによって所有権につきましては企業の所有物と移転してございます。その使用形態につきましては、今回の払下げ前に地元の区長と打合せをしながら、企業もそのようなチェーンをするというようなことでなくて、地元の方も度々使っているような形態もあったので、そういった支障のないように管理をしていきたいということでございます。

議長（高橋浩之君） 議員の皆様申し上げます。現在の審議は一括方式で行っております。同一議員につき同一の議案について3回を超えないこと、超えることはできないという、議員必携にも記載されておりますので、その点を留意されて今後の質疑注意願いたいと思います。（「失礼しました」の声あり）次、文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 保健体育費についてちょっとお伺いしたいと思います。

保健体育費の中の社会体育事業、93万7,000円の減額となっておりますけれども、説明の中では、何か大森のプールでないかというような説明あったんですけれども、この減額というのは、なぜこうなったのかその辺をお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 社会教育費の保健体育総務費の93万7,000円。社会体育事業の減額でございますが、村民体育大会費を計上しておりました。その減額になります。

プール関係は、2目の体育施設管理費の7節の報償費と11節の役務費がプール関係の減額になります。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） その大森プールなんですけれども、今年度は使用はされておられませんし、ゆくゆくは取り壊すという考えでいるという話を聞いておりました。取り壊すと言えば取り壊すような考えというと、もう1つ大衡のシンボルである大衡城もそのような方向で進んでいるというような話も伺っておるんですけれども、大森プールの跡地をどのように考えているのかと。

それから大衡城、今現在、雨漏りをしているそうです。雨漏りが大分ひどいようです。

それから屋根裏には小動物が入っているそうです。その中にお土産がいっぱいあるというような状況もあったそうですし、それを片づけなければならないということもあったろうし、それから入ってくるのを、この辺じゃないかということで、その辺を蓋をしたこともあったそうです。それでもやっぱり小動物は入ってくるし、雨漏りもひどくなっているというようなお話も聞いております。私はこの間の産業教育常任委員会の中で、雨漏りを放置していると火災になる、そう専門家から指摘をされたことがありますよということをお話ししております。ですから、その辺についてもう少し、何て言いますか、早めに対応してもらえないかなと。対応するべきではないのかなと思っていますけれども、村長どのように考えていますか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、文屋議員からご指摘ございました大衡城の件についてのお答えをさせていただきたいと思います。

今、大衡城、今後、取り壊すような方向ということで計画はされてます。そして撤去費用に対しての見積りを、今、2社3社ですか、そういうところから取っているところがございますので、その費用面を見まして、令和6年度予算に反映させるかどうかということは今から協議してまいるところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 取り壊すというような状況で、今、検討されているようですけれども、対外的に見れば大和町から大衡村に入ってくると、一番先に目につくところに立っているんですね。ですから、村外の人たちはあれを壊すのももったいないと言うんですよ、必ず。確かに外部の方々から見れば、あれだけ目につくものもございませんから、ですからそう感じるんだと思いますけれども、やはり当事者としては、あそこが例えば雨漏りで火災になったときの瞬間を見るというのもやっぱり辛いものですから、ですからやはり取り壊すということについては私も賛成している人間の1人なんですけれども、その後ですよ、後をこれから考えるんだと思いますけれども、慎重に審議していただいて考えていただいて、みんなで話し合っ、今以上のものはちょっと造れないと思いますけれども、ぜひあの辺の使用ということも考えていただきたいと思いますけれども、社会教育課長、あるいは村長どっちでもいいですから、ここでお願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 担当課、社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 大衡城の雨漏りの関係、それから小動物に関しましては、確か

に文屋議員おっしゃるとおりでございます。コーキング処理もしておりませんので、雨漏りはやっぱり多くなってきております。小動物関係も1度掃除したことがございまして、大量にやっぱり出てました。それを考慮しまして、やっぱり今後どのようにするか決定していきたいと思っておりますし、大衡城跡地という史跡でもありますので、いろいろ協議してよりよいものに、跡地をどのようにするか考えてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、課長が言ったように、様々なことをこれから考えていかなきゃならないこともございます。そんな中で、やはり撤去した後、そこに何も無いのでは、シンボルとして眺めもいいですし、皆さんがあの大衡城に対しての思いも多分先人の方々があると思っておりますし、そんな中で小さな形の城を造ったほうがいいものなのか、あずまやみたいなもので休憩室を造ったほうがいいものなのか。そういうことも含めながら、住民の方々のご意見を聞いたり、あとここにいらっしゃる議員の方々のご意見もいただきながら最終的に決めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。それでは石川 敏君。

11番（石川 敏君） 12時になりましたので、手短にしたいと思います。

給食センターの管理費についてお尋ねをします。今回の補正で、給食センターの工事請負費、工事が完了したということで、残分を減額という補正になっていますけれども、令和4年度、5年度にまたがった工事でございます。各種建築工事、機械設備、電気設備、外構など、様々な工種あったんですが、全体的に合計の工事实績がなく、もしあれば、お聞きしたいと思います。

それであともう1点ですね。今回で除雪機の借上げも計上になっていますけれども、どのような経緯で除雪機を借上げということで判断に至ったものか。給食センターの部分だけするのかあるいは中学校も含めて考えておられるのか、そういった点についてお聞きします。

議長（高橋浩之君） それでは、まず学校教育課長、給食センターに関しては。（「除雪機」の声あり）給食センター、誰。財政課か。失礼、じゃあ企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

今回の減額補正で事業完了したということでございます。全体令和2年度の基本設計から令和5年度の工事完了まで全体で8億5,000万円ほどの事業費となっております。今年はまだ9条の交付金が6億8,100万円ほど、あとは起債と残りが一般財源となっております。

ざいます。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） 除雪機のリース料ということでございますけれども、これまで給食の食材搬入受取りのために、これまでの給食センターになりますけれども、村の公共施設への除雪が入る前に、職員がスコップ等で除雪を行っていたというような現状でございます。新給食センターにつきましては、入り口から食材搬入の荷受け箇所までの距離が長くなっておることと、それから駐車場の面積も広いということで、これまでの職員での手作業でのスコップでの除雪では、食材搬入業者7時半前後には到着しますので、そこまでの時間まで終わらせることがなかなか難しいということで、パワーのあるこちらタイヤショベルの除雪機を検討しておりますが、こちらをリースしまして除雪作業を行いたいと考えております。また、除雪の箇所につきましては、給食センターの敷地のほかにその周辺の中学校の敷地も除雪作業を行う予定としているところです。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 工事費について、1,000万円超える残額ということなんですけれども、給食センターの敷地、ご覧のように中学校のあそこの松林結構あったんですが、全部伐採してそこに建築したんですけれども、現状を見るとやっぱり冬場大変になってくるだろうなということは想定されていたと思うんですよね。恐らく。ですのでこれから一冬経験するわけですけれども、除雪機だけでどうなのか。やっぱり防風防雪対策というのが必要になってこないのかなと思うんですよね。今後。あのような現状を見ると。ですんで状況を見て今回1,000万円超える金額が減額になっていきますけれども、もし必要になってくればそういう対策費も、給食センターとしての工事ではないでしょうけれども、ある程度想定することも必要なのかなと思うんです。思うんですよ、私としては。前にもちょっと質問しましたけれども、全部真っさらになってますのでね。今のままでは大変ちょっと、さっき言ったように食材の搬入とか、北側といいますかそちら側ですよね、出入口が。ですので大変になってこないのかなと心配されますので、そういった部分もやっぱりどのようになるか状況をきちんと見る必要があるのではないかなと考えます。ですね。ですから除雪機もリースでやって、多分中学校給食センターの敷地関係だけじゃなくて中学校全体としても対応する必要はあるんでないでしょうかね。どなたが作業をやるか。職員がやるのか中学校の方がやるのか分かりませんが、大変な作業になってくると思いますので、そういった作業面も考慮して、ちょっと考慮する必要があ

るんじゃないでしょうかね。どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） 除雪の箇所につきましては給食センターの敷地のほかに中学校の敷地の除雪作業も行う予定としております。また西側の風雪の状況につきましては、今年度初めての冬を経験するということですので、状況を見ながら対応をする考えでおります。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） このままでは多分済まないような感じがしますので、ぜひそういった分も含めて考えていただきたいと考えます。最後に村長の考えをお聞きます。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 石川副議長から貴重なご意見をいただいたと思っております。やはりこの減額という部分で示すより、最善の対策としてそちらのほうも考えられなかったのかというご質問の趣旨だと思っておりますので、その辺りもこれから今後の今年度もこのような形で補正を組みましたので、今年度のこれはこれとして、今後対策を講じてまいりたい。そのときに皆様にもお示しをしたいと思っておりますので、そのときはどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開を午後1時15分といたします。

午後12時10分 休 憩

午後 1時15分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第69号 令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正
について

議長（高橋浩之君） 日程第11、議案第69号、令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会

計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） それでは国保会計の補正予算のご説明を申し上げたいと思います。

議案第69号別紙でお開き願いたいと思います。

まず1ページをお開き願いたいと思います。

令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,012万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,430万6,000円とするものでございます。

第2条については、債務負担行為の補正でございます。第2表でご説明申し上げます。

それでは4ページをお開き願いたいと思います。

第2表債務負担行為の補正でございます。

糖尿病性腎臓重症化予防事業でございます。期間は令和6年度、限度額は記載のとおりでございます。

歳入歳出予算についてのご説明を申し上げます。

7ページをお開き願いたいと思います。

まず歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1節の医療給付費分現年課税分から、介護納付金分現年課税分については、見込額での計上でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金1節の普通交付金が700万円、特別交付金が122万6,000円、合計822万6,000円の増でございます。1節の普通交付金については、後ほど歳出でご説明申し上げますが、高額医療費の増によるものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金9万6,000円の増でございます。

続いて8ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費129万4,000円の増。その中で12節の委託料でございますけれ

ども、121万円でございますが国保税免除産前産後期間の保険料の免除に係るシステム改修分でございます。

2款2項1目一般被保険者高額療養費700万円の増でございます。高額療養費の増に対応するものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。9ページでございます。

2款4項1目出産育児一時金、財源の入替えでございます。

5項1目葬祭費15万円の増でございます。5万円の3名分を見ているものでございます。

5款2項1目特定健康診査等事業費3,000円の増。会計年度任用職員、レセプト点検者の報酬に係る増でございます。

9款1項1目予備費、財源の調整でございます。

なお10ページにつきましては給与費等の明細を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第70号 令和5年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第12、議案第70号、令和5年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは議案第70号別紙でご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和5年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ359万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,179万2,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入4款1項1目一般会計繰入金359万2,000円の増です。歳入歳出調整によるものです。

次のページをお願いいたします。

歳出1款1項1目総務管理費358万円の増です。2節から4節は人件費の補正です。26節公課費は支払消費税確定によるものとなっております。

2項1目公共下水道建設費1万2,000円の増につきましては人件費の補正となっております。

次のページに給与費明細書をつけておりますので後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 特別会計で人件費関係、大分今回追加ありますけれども、これらは今回の午前中議決の給与改定条例、これに関連するものか。あるいは人事異動等に関係するものか。後ほど追加提案されている補正予算ありますけれども、その辺の絡み、この会計2節、3節、4節、結構金額が多額になってますので確認したいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ご質問のとおり部分のところと、あと人の異動等に伴う人件費の調整も含めた補正となっているものでございます。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

いて

議長（高橋浩之君） 日程第13、議案第71号、令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） それでは、議案第71号別紙によりご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。

議案第71号別紙、令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ259万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億149万円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の補正に関わる規定で、第2表でご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正です。

大衡村地域包括支援センター運營業務委託に関わる事業でございます。期間を令和6年度から令和8年度とし、限度額を6,600万円とするものでございます。

補正の予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款2項7目その他補助金交付金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費補助金で、補助率2分の1でございます。

7款1項2目その他一般会計繰入金から4目地域支援事業繰入金（包括的支援事業任意事業）は、事業費見込みによる増減でございます。

次のページをお開き願います。

9款3項1目第三者納付金は、介護保険給付費第三者行為損害賠償金でございます。

2目雑入は、他自治体からの依頼による介護認定調査費でございます。

9ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 2 節、4 節は職員 1 名分の人件費の調整でございます。

12 節委託料はシステム改修費でございます。

3 項 1 目認定調査指導費は、見込みによる増額でございます。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費から 11 ページの 4 項 1 目特定入所者介護サービス等費は、3 月審査分までの給付費の支払い見込みによる増減でございます。

3 款 2 項 1 目一般介護予防事業費は、職員 1 名分の人件費の調整でございます。

3 項 3 目任意事業費の増額は、紙おむつ支給事業に関わる紙おむつ券の印刷分でございます。

次のページをお開き願います。

7 款 1 項 1 目予備費は財源調整でございます。

18 ページは給与費明細書でございますので、後ほどご確認いただければと存じます。

以上ご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。石川 敏君。

11 番（石川 敏君） 今回の補正で介護サービス、いろいろな項目ありますけれども、増額補正減額とありますけれども、3 月までの見込みでという算定のように思いますが、ここ例年 2 年か 3 年、多分年度途中でこういう作業が出てきていると思うんですけれども、今年度令和 5 年度についても大体そのような状況というのは、同じような状況なんではないか。あるいは件数的に当初の計画より増えたとか、思ったよりそうでもなかったというのは、そのような傾向はどうなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） まだ実績が半年分しか出ておりませんので、ちょっと年度の見込みというのはまだ立っていない状況でございます。ただ第 8 期の計画 3 か年分、今まで約 7 割ぐらいもう終わっている状態でございます。それを見ますと計画 3 年間見た場合に計画値と実績どうだったんだと見た場合、若干やっぱり計画よりは実績のほうが少なくなるような見込みと見ております。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11 番（石川 敏君） 来年度からの地域保健計画に入るわけですので、その辺数年間のサービスの介護サービスの状況なり金額なり、やっぱりきちんとした傾向を捉えて地域計画に反映させていただいて、それに伴う保険料算定も出てくると思いますので、3 月補正も最終的にあるかもしれませんが、そういう状況をきちんと捉えて地域計画の策定

に当たっていただきたいと考えます。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 第9期介護保険計画の策定を今現在やっているわけですが、議員おっしゃるとおり、きちっとした見積りをして計画値と実績がなるべく近いような形で見積もりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第72号 令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第14、議案第72号、令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは議案第72号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についてで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,897万1,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正についてでございます。

第2表でご説明申し上げますので、4ページをお願いいたします。

地方債の変更といたしまして、合併処理浄化槽を整備事業債の限度額610万円に100万円を追加し、710万円とするものでございます。

続きまして、内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げますので、7ページを

お願いいたします。

歳入の1款1項1目合併処理浄化槽分担金10万3,000円の増です。7人槽1基分の受益者分担金となっております。

4款1項1目一般会計繰入金13万2,000円の減です。歳入歳出調整によるものです。

7款1項1目下水道事業債100万円の増です。7人槽1基分の増額となります。

次のページをお願いいたします。

歳出の1款1項1目合併処理浄化槽管理費16万2,000円の減です。人件費の補正です。

2目合併処理浄化槽建設費113万3,000円の増につきましては、工事請負費7人槽1基分の増額となるものでございます。

次のページに給与費明細書をつけておりますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 8ページの歳出、確認したいのは、7人槽1基分を工事請負費で113万3,000円今回追加するわけですけれども、当初で確か5基分計上されておるといいますけれども、今回計上で6基分、申請の動向といいますか、担当課としてどういう状況把握なさっているのか、その辺参考に質問いたします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 当初予算上はご質問のとおり、年間5基の新設を予定していたものでございますが、現時点で4基分が執行済みとなっております、今後2基分予定をしているということで1基を増額させていただくものでございまして、申請につきましては、各個人の方の住宅の建築の状況等あるいは既存のくみ取からの切替え等ということで、なかなかその動向が読みにくいところではございますけれども、大体年間5基ベースぐらいで年間を設置されているという傾向は横ばい状況かなと把握しているものでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） そうしますと財源としては起債充当、計画されているわけですけれども、今年度に限らず毎年度言えることは、年度途中でそういう動きが出てきた場合はその都度追加をするという考え方でよろしいのか、再度伺います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 浄化槽の財源につきましては交付金補助率3分の1のものでご

ざいまして、5年計画で年間5基ずつということでの計画を持ってございます。5年間の中でそれを調整をしながらという形にはなっておるんですが、この計画上5基分はもう消化しているという状況になっておりますので、今回につきましては起債のほうで対応させていただくというような補正となっているものでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第73号 令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第15、議案第73号、令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） それでは、議案第73号を別紙にてご説明申し上げます。

令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の規定でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,356万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容でございますけれども、6ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

1款1項2目普通徴収保険料現年分でございますけれども、決算見込みで200万円の増としているものでございます。

3款1項1目事務費繰入金6万3,000円の増。これについては人件費分が42万7,000円の減、あとは歳出でご説明申し上げますが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業については49万円の増ということで、プラマイ6万3,000円の増となるものでござい

す。

2目保険基盤安定繰入金34万4,000円の減、確定によるものでございます。

次のページ7ページでございます。

1款1項1目一般管理費でございます。一般管理費については42万7,000円の減。高齢者の介護保険事業と介護予防の一体的事業ということで、これに係る予算については1節の報酬40万4,000円、保健師1名分の人件費でございます。

あとは4節の社会保険料、あとは8節の旅費、費用弁償、通勤手当相当分です。あとは13節の使用料及び賃借料、自動車借上料、訪問指導等に係る自動車借上料を計上しているものでございます。この高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業については、令和6年度から本格実施という形になりますけれども、1月から3月までの間、地域を見ていただくという部分での保健師1名の部分の人件費ということでの計上でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。165万7,000円、確定によるものでございます。

4款1項1目予備費1,000円の減、財源調整でございます。

9ページについては、給与費等の明細をつけさせていただいております。

後ほどご覧になっていただきたいと思います。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 1月、2月、広域連合の議会等の通知が既に入っておりますので、確認の意味で伺いますけれども、今回の確定165万7,000円追加しての確定、広域連合全体での各自治体の今回の確定額がもし分かれば、分からないのであれば後で参考に教えてください。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） 宮城県全体での数字ということになります。資料的にはちょっとこちら今現在持ち合わせておりませんので後ほどご案内申し上げたいと思います。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 広域連合、今期顔出しているんですけども、なかなか制度的に難しい部分もありまして、そういう面はある程度予備知識として認識していかないとどうしてもその場に行って説明を受けてもなかなか理解できないといいますか、そういうことも

ありましたので、質問した次第です。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） 制度的には結構複雑というのは、私も10月に異動してなかなか分からない部分もあります。一生懸命勉強している最中でございますけれども、なかなかもう国保もそうなんですけれども、後期の部分についてもなかなか制度的に複雑になっておりますので、できる限り分かりやすいような形でご説明は申し上げたいと思っておりますのでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第74号 令和5年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第16、議案第74号、令和5年度大衡村水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは議案第74号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和5年度大衡村水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条は総則についてでございます。

令和5年度大衡村水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第2条は収益的支出について定めたもので、令和5年度大衡村水道事業会計は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款の水道事業費用2億3,403万円に280万円を追加し、2億3,683万円とするものでございます。

内容につきましては、予算説明書でご説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

収益的支出第1款1項2目配水及び給水費200万円の増につきましては、修繕費の増額でございます。

4目総係費30万円の増につきましては、人件費、時間外手当の増額でございます。

4項予備費50万円の増額につきましては、調整によるものとなっております。

次のページ4ページには給与費明細書をつけております。ご覧いただければと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第75号 令和5年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第17、議案第75号、令和5年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは議案第75号別紙でご説明申し上げます。

1ページご覧いただきたいと思います。

令和5年度大衡村一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

第1条は、歳出予算の補正に係る規定で、内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、4ページご覧いただきたいと思います。

今般の追加の補正予算でございます。これにつきましては午前中ご承認いただきました給与関係の一部改正条例に基づく人事院勧告によるものによりまして、職員の期末勤勉手当の係る補正でございますので、歳入はございませんで予備費で調整ということでご理解いただきたいと思います。

1款1項の1目議会費の15万8,000円の増から、8ページになります9款5項3目学

校給食センター管理費 4 万 3, 000 円の増につきましては、先ほど申しあげました人事院勧告によるものでございます。

13 款 1 項 1 目予備費につきましては、財源調整で 201 万 6, 000 円の減でございます。

なおこの後ご提案申し上げます特別会計につきましても、同様の理由でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

9 ページ 10 ページにつきましては、給与費明細書でございますので、ご覧いただきたいと思ひます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 追加議案の補正予算については、何ら意見申し上げる部分ないんですけども、人件費の関係でありますので、午前中、68 号議案第 4 号補正一般会計、この際の質問の仕方が私、不慣れゆえに議長からも注意を受けてしまいました。そういうことで人件費、今回、今期定例会に関係する人件費全体に関連するゆえに質問、この議案に関連して質問しますけれども、村長は今回の招集挨拶におきましても、職員の不祥事関連で特別職常勤の者の 2 割カット 3 か月という、午前条例議決されたわけですがけれども、挨拶でも触れておりました。そういう中で、考え方としては人件費、総務費 8 ページありますけれども、ここでのそれらについては一切計上が見えません。あくまでも給与改定関係だけということで、併せて処分した職員、これは新聞報道もされたわけでありますので懲戒免職、その辺の人件費の在り方もセットで今回提案をするのかなという思いでおりましたけれども、その姿が見えませんでした。その辺執行部としてどういう考え方、補正予算編成されたのか、伺いたいと思ひます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ご質問の件でございますけれども、今後各課の職員の配置条件を踏まえまして、ご質問の内容につきましては 3 月の補正で調整ということで考えてございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 村長、副村長におきましては、自ら戒める意味で 2 割カット、三月という条例改正を提案しているわけでありましたので、やはり対住民を考える場合に、今期定例会で、一般職は別としましても特別職については、もう報酬月額が決まっているわけですので、その辺の手当は当然セットでやれば、住民の受けもよかったのかなと取り

ましたが、いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長よろしいか。（「どのぐらい減額になるか」の声あり）じゃあまずどのぐらい減額になる見通し、村長、答弁できますか。

それでは暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休 憩

午後 1時51分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 大変失礼いたしました。

村長、副村長の給料の減額につきましては、20%減額の3か月分ということで、村長副村長お二人合わせまして81万円の減額になります。今回12月の補正で計上しなかった理由といたしましては、人件費につきましては3月で精算をするということで決めておりましたので、今回減額になる部分につきましては、補正としての計上をしていなかったということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） すみません。質問の仕方も下手なものですから理解されない点もあったのかなと思えますけれども、決して金額を伺ったわけでもありません。今回村長は自らを戒める意味で、2割、3か月カットを条例改正を提案したわけでありますので、総務課長の答弁は一般的な、何も不祥事等のない場合の人件費の調整といえますか、そういうふうに理解しますけれども、今回はやはり議決前にそういう対応について新聞報道もされたわけでありますので、議会に対してはやっぱりそれ、条例改正と減額補正はセットで提案をして、この分減額2割カットの3月分ということで示していただくのが、何といえますか理解を得られる姿でなかったのかなということであります。質問下手ですみません。以上です。

議長（高橋浩之君） それでは、村長から答弁を求めます。

村長（小川ひろみ君） 今、佐野英俊議員からの質問ごもっともだなと、今、感じているところでございます。今回3月の補正で最終的にすればいいというような形で、執行部のほうは見ていたものでございました。3月の補正、最終的な補正のときにそこをきちんとした形でお示ししていきたいと思えますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） ほかに質問ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第76号 令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正
について

議長（高橋浩之君） 日程第18、議案第76号、令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） それでは議案書第議案書76号別紙をご覧くださいと思います。

令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条については歳出予算の補正についてでございます。

続きまして4ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目5万6,000円の増、職員1名分でございます。

5款1項1目6,000円の増、レセプト点検の会計年度任用職員分の期末手当分でございます。

9款1項予備費で調整をしているものでございます。

5ページは給与費明細でございます。ご覧いただきたいと思います。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第77号 令和5年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第19、議案第77号、令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは議案第77号、別紙でご説明申し上げます。

令和5年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条は歳出予算の補正についてでございます。

内容につきましては事項別明細書4ページでご説明を申し上げます。

歳出の1款2項1目公共下水道建設費9万7,000円の増です。人件費の補正でございます。

3款1項1目予備費9万7,000円は財源調整でございます。

次のページには給与費明細書をつけておりますので、ご覧いただければと存じます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第78号 令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第20、議案第78号、令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） それでは、議案第78号別紙によりご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。

議案第78号別紙、令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによります。

第1条は、歳出予算の補正についての規定でございます。

補正予算の内容につきましては4ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費及び3款2項1目一般介護予防事業費の増は、期末手当、勤勉手当の支給率改定に伴う不足分の計上でございます。

7款1項1目予備費は財源調整でございます。

次のページ給与費明細書は、後ほどご確認いただきたいと存じます。

以上ご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第79号 令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第21、議案第79号、令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは議案第79号別紙でご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条は歳出予算の補正についてでございます。

内容につきましては事項別明細書4ページでご説明を申し上げます。

歳出1款1項1目合併処理浄化槽管理費10万9,000円の増につきましては、期末勤勉手当の増額でございます。

3款予備費10万9,000円の減につきましては、財源調整でございます。

次のページには給与費明細書をつけておりますので、ご覧いただければと存じます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第80号 令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第22、議案第80号、令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） それでは議案第80号別紙にてご説明申し上げます。

1ページをお開き願いたいと思います。

令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるものでございます。

第1条は歳出予算の補正でございます。

4ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費3万円の増、職員1名分の勤勉手当分でございます。

4款1項1目3万円の減。調整によるものでございます。

次のページについては、給与費明細書を添付してございます。ご覧になっていただきたいと思います。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 委員会の閉会中の継続調査の件について

議長（高橋浩之君） 日程第23、委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規程によって、配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第4回大衡村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時 3分 閉 会